

天領

Vol. **50**
2008/ 1

50号記念・世界遺産登録記念号



CONTENTS

| | |
|-----------------------------------|----|
| ● 石見大田法人会会長 新年の挨拶 | 1 |
| ● 平成19年度 通常総会開催 | 2 |
| ● 税務署長 着任のごあいさつ | 5 |
| ● 国税局人事異動 | 5 |
| ● 平成19年度 納税功労表彰 | 6 |
| ● 第50号発行記念対談 | 8 |
| ● 囲碁問題 | 10 |
| ● 知っておきたい税務 | 11 |
| ● 地域社会貢献事業 文化講演会 | 12 |
| ● 税務処理における誤り易い事例 | 13 |
| ● 税を考える週間行事 税金フォーラム | 14 |
| ● 青年部だより | 15 |
| ● 石見銀山遺跡とその文化的景観 世界遺産登録特集 | 16 |
| ● 未来へ引き継ぐ石見銀山 世界遺産への歩み⑩ | 18 |
| ● 特別寄稿「温故創新・輝き再び」大田市長 竹腰創一氏 | 21 |
| ● 税制改正 | 22 |
| ● e-Taxでの申告には | 23 |
| ● 企業訪問 (有)椿窯 | 24 |
| ● 租税教室に講師派遣 | 27 |
| ● 税のこぼれ話「つじつま」・「名刺にも印紙」..... | 27 |
| ● 質問コーナー | 28 |
| ● JA石見銀山だより | 29 |
| ● わが社の逸品「スイートママ」シリーズのご紹介 | 30 |
| ● 豪華客船「にっぽん丸」温泉津港初寄港 | 31 |
| ● 中国税務団体連絡協議会と広島国税局との協議会開催 | 32 |
| ● 第45回 会員親睦チャリティーゴルフコンペ | 32 |
| ● アメリカンファミリー生命保険会社 | 33 |
| ● 大同生命保険株式会社 | 34 |
| ● 税のこぼれ話「あやしい帳簿」..... | 36 |
| ● 編集後記 | 36 |
| ● 囲碁解答 | 36 |

■ 井戸神社

江戸中期の享保16年（1731）から同18年（1733）まで石見銀山の第19代代官を勤めた井戸平左衛門を祭るため、明治12年（1879）に建立された神社。

井戸平左衛門は「享保の大飢饉」の際に赴任し、窮民の救済に苦心した。中でも石見に甘藷（サツマ芋）の栽培を導入した功績は大きく、「芋代官」と呼ばれて現在までその信仰は厚い。大正5年（1916）に社殿が造営されて現在の地に移転された。なお、鳥居に掛かる額は、勝海舟の筆による。

写真提供：波多野 諭

新年の挨拶



石見大田法人会
会長 的 場 章 好

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、ご家族お揃いで期待多い2008年の新春をお迎えのこととお慶びを申し上げます。

去年は厳しい地方経済の中で、当地域は石見銀山の世界遺産登録実現と云う輝かしい年であり、観光客の受け入れに苦慮する程の来場者を迎え、経済効果も期待される所でございます。

平素の石見大田法人会の活動運営にあたりましては、会員の皆様のご理解とご協力を賜わり改めて厚くお礼を申し上げます。

石見大田法人会は、石見大田税務署管内に事業所を有する370社で構成しております。

主な活動としましては、税知識の普及や経営者としての資質向上を図る研修会・講習会などの他に公益法人としての地域社会への貢献事業として、大田市内の観光案内板の設置や石見銀山遺跡の清掃活動、小中学校での租税教育の教材に対する支援等を行っております。

今、日本経済は基本的には回復基調にあるものの、米国のサブプライム問題や原油価格の高騰、改正建築基準法の施行に伴う住民投資の低迷などによる国内景気への影響など、決して楽観できる状況ではなく、ねじれ国会と云う政治情勢も相まって国民には、閉塞感・不透明感が漂っています。また、景気が停滞し、原油高騰による物価上昇は1974年のスタグフレーションの現象でしょうか。

政府の平成20年度の予算では、中小企業対策費は19年度を121億上回る7.3%増の1761億円を、ま

た19年度補正予算では原油高対策、災害対策、中小企業金融・信用補完のために、18年度945億に対し2757億円が手当され、まち造り推進と中小企業の生産性向上活力強化を応援するとされ、予算面において期待される面もあります。

この様な情勢下で県内経済は、地域格差が縮小せず中小零細企業は厳しい状況にあります。財政局松江財政事務所の12月調査による1月発表の県内全体の経済動向によりますと

個人消費…（前回11月）持ち直しに向けた動き
（今回1月）緩やかに持ち直し

生産活動…（前回11月）順調な動きが続いている
（今回1月）

雇用情勢…（前回11月）緩やかに改善
（今回1月）弱含んでいる

公共事業…（前回11月）マイナス幅が拡大
（今回1月）

以上から県内の経済は、生産活動で順調な動きが続き、個人消費も緩やかに持ち直しているものの、公共事業のマイナス幅が拡大し雇用情勢は弱含んでいることなどから、持ち直しに向けた動きが足踏みしていると云うのが県内の経済の情勢です。

企業の景況感である、景気予測調査によるBSIは19年10月～12月期、20年1月～3月期ともに「下降」超であるが20年4月～6月期は「上昇」に転ずると予測している。

何れにせよ景気の大回復は期待薄であり、地域経済の収縮、公共事業の減少を如何にして地域外からの需要拡大によりカバー出来るかが、地域活性化の大きな課題でありましょう。20年度が良き年となりますよう祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

平成19年度 通常総会開催

平成19年度通常総会は、去る5月29日大田商工会議所に於いて会員多数の出席のもとに開催致しました。

当日は、石見大田税務署佐々木署長他多数の来賓をお迎えして盛会に開催され、的場会長の事業活動のご協力に対してのお礼の挨拶の後、議事に入っていました。



常任理事 原 勝 正 (有)中和電機公司
理事 山 崎 勝 宏 (有)山崎組

以上の方が新たに就任され、3議案につき審議を行い、全議案満場一致で承認されました。

- 1号議案 平成18年度事業報告並びに収支決算承認の件
- 2号議案 平成19年度事業計画案並びに収支予算案承認の件
- 3号議案 役員改選の件

平成18年度(第19期)収支決算書

自平成18年4月1日
至平成19年3月31日

収入の部

| 科 目 | 予算額 | 決算額 | 増減△ | 摘 要 |
|------------|------------|------------|-----------|--------------------|
| 1.会 費 | 6,400,000 | 6,165,000 | △ 235,000 | |
| 1)一般 会 費 | 6,200,000 | 5,960,000 | △ 240,000 | |
| 2)青年部会費 | 200,000 | 205,000 | 5,000 | @5,000円 |
| 2.事業費補助金 | 4,650,000 | 4,413,780 | △ 236,220 | 全・県法連助成 |
| 3.社会貢献補助金 | 0 | 0 | 0 | |
| 4.事業 収 入 | 100,000 | 120,000 | 20,000 | ゴルフコンペ参加料・チャリティー基金 |
| 5.雑 収 入 | 62,213 | 45,092 | △ 17,121 | 預金利息地 |
| 当期収入合計(A) | 11,212,213 | 10,743,872 | △ 468,341 | |
| 前期繰越収支差額 | 4,887,787 | 4,887,787 | 0 | 前年度繰越 |
| 収 入 合 計(B) | 16,100,000 | 15,631,659 | △ 468,341 | |

支出の部

| 科 目 | 予算額 | 決算額 | 増減△ | 摘 要 |
|-----------------|-------------|------------|-------------|-----------------|
| 1.事 業 費 | 6,600,000 | 5,672,375 | △ 927,625 | |
| 研修・講習会等費 | 4,200,000 | 4,121,472 | △ 78,528 | 講演会・税ミナール・資料配付外 |
| 社会貢献活動費 | 0 | 100,000 | 100,000 | 市交通安全協会 |
| 会 報 発 行 費 | 700,000 | 414,250 | △ 285,750 | 2回分 |
| 女性会活動費 | 500,000 | 426,400 | △ 73,600 | 婦人部事業費 |
| 青年部活動費 | 1,200,000 | 610,253 | △ 589,747 | 青年部事業費 |
| 2.会 議 費 | 1,600,000 | 1,215,258 | △ 384,742 | |
| 総 会 費 | 600,000 | 502,455 | △ 97,545 | 総会 |
| 役 員 会 費 | 400,000 | 374,460 | △ 25,540 | 役員会 |
| 委 員 会 費 | 600,000 | 338,343 | △ 261,657 | 委員会開催費 |
| 3.管 理 費 | 4,400,000 | 3,984,083 | △ 415,917 | |
| 人 件 費 | 2,500,000 | 2,500,000 | 0 | 人件費 |
| 事 務 局 費 | 600,000 | 403,783 | △ 196,217 | 通信費、消耗品費 |
| 渉 外 費 | 200,000 | 164,300 | △ 35,700 | 慶弔費外 |
| 旅 費 | 350,000 | 336,100 | △ 13,900 | 出張旅費 |
| 負 担 金 | 600,000 | 498,900 | △ 101,100 | 県法連、税団協等 |
| 租 税 公 課 | 80,000 | 81,000 | 1,000 | 法人県市民税 |
| 雑 費 | 70,000 | 0 | △ 70,000 | |
| 4.積 立 金 | 500,000 | 500,000 | 0 | |
| 記 念 行 事 | 500,000 | 500,000 | 0 | 記念行事積立金 |
| 5.予 備 費 | 3,000,000 | 0 | △ 3,000,000 | |
| 当期支出合計(C) | 16,100,000 | 11,371,716 | △ 4,728,284 | |
| 当期収支差額(A)-(C) | △ 4,887,787 | △ 627,844 | 4,259,943 | |
| 次期繰越収支差額(B)-(C) | 0 | 4,259,943 | 4,259,943 | |

平成19年度(第20期)収支予算書

自平成19年4月1日
至平成20年3月31日

収入の部

| 科 目 | 予算額 | 決算額 | 増減△ | 摘 要 |
|------------|------------|------------|-------------|------------|
| 1.会 費 | 6,200,000 | 6,400,000 | △ 200,000 | 会費 |
| 1)一般 会 費 | 6,000,000 | 6,200,000 | △ 200,000 | |
| 2)青年部会費 | 200,000 | 200,000 | 0 | |
| 2.事業費補助金 | 4,400,000 | 4,650,000 | △ 250,000 | 全・県法連助成金 |
| 3.事業 収 入 | 100,000 | 100,000 | 0 | ゴルフコンペ参加料外 |
| 4.雑 収 入 | 40,057 | 62,213 | △ 22,156 | 預金利息等 |
| 当期収入合計(A) | 10,740,057 | 11,212,213 | △ 472,156 | |
| 前期繰越収支差額 | 4,259,943 | 4,887,787 | △ 627,844 | |
| 収 入 合 計(B) | 15,000,000 | 16,100,000 | △ 1,100,000 | |

支出の部

| 科 目 | 予算額 | 決算額 | 増減△ | 摘 要 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|
| 1.事 業 費 | 7,000,000 | 6,600,000 | 400,000 | |
| 研修・講習会等費 | 4,600,000 | 4,200,000 | 400,000 | 税ミナール・経済講演会・講習会・資料配布地 |
| 会 報 発 行 費 | 700,000 | 700,000 | 0 | 会報発行 |
| 女性会活動費 | 500,000 | 500,000 | 0 | 婦人部事業費 |
| 青年部活動費 | 1,200,000 | 1,200,000 | 0 | 青年部事業費 |
| 2.会 議 費 | 1,300,000 | 1,600,000 | △ 300,000 | |
| 総 会 費 | 500,000 | 600,000 | △ 100,000 | 総会費 |
| 役 員 会 費 | 400,000 | 400,000 | 0 | 役員会費 |
| 委 員 会 費 | 400,000 | 600,000 | △ 200,000 | 委員会開催費 |
| 3.管 理 費 | 4,200,000 | 4,400,000 | △ 200,000 | |
| 人 件 費 | 2,500,000 | 2,500,000 | 0 | 人件費 |
| 事 務 局 費 | 500,000 | 600,000 | △ 100,000 | 通信費、消耗品費 |
| 渉 外 費 | 200,000 | 200,000 | 0 | 慶弔費 |
| 旅 費 | 350,000 | 350,000 | 0 | 出張旅費 |
| 負 担 金 | 500,000 | 600,000 | △ 100,000 | 県法連、税団協 |
| 租 税 公 課 | 80,000 | 80,000 | 0 | 租税公課 |
| 雑 費 | 70,000 | 70,000 | 0 | 雑費 |
| 4.積 立 金 | 0 | 500,000 | △ 500,000 | |
| 記 念 行 事 | 0 | 500,000 | △ 500,000 | 記念行事積立金 |
| 5.予 備 費 | 2,500,000 | 3,000,000 | △ 500,000 | |
| 当期支出合計(C) | 15,000,000 | 16,100,000 | △ 1,100,000 | |
| 当期収支差額(A)-(C) | △ 4,259,943 | △ 4,887,787 | 627,844 | |
| 次期繰越収支差額(B)-(C) | 0 | 0 | 0 | |

平成19年度 (社)石見大田法人会役員名簿

| 役 職 | 氏 名 | 事 業 所 名 |
|-------|---------|---------------|
| 会 長 | 的 場 章 好 | 島根中央信用金庫 |
| 副 会 長 | 竹 原 鐵太郎 | (株)たけはら |
| 〃 | 小 川 良 知 | (有)小川商店 |
| 常任理事 | 勝 部 幸 吉 | 中国税理士会石見大田支部長 |
| 〃 | 森 崎 禎 璋 | (株)森崎窯業 |
| 〃 | 石 田 弘 行 | 島根中央マルキ(株) |
| 〃 | 俵 隆 | (有)俵建設 |
| 〃 | 廣 山 勝 秀 | 石見銀山農業協 |
| 〃 | 森 田 博 久 | 森田製菓(株) |
| 〃 | 波多野 論 | 東和建設工業(株) |
| 〃 | 内 藤 芳 秀 | (有)内藤米穀 |
| 〃 | 原 勝 正 | (有)中和電機公司 |
| 理 事 | 山 崎 勝 宏 | (有)山崎組 |
| 〃 | 和 田 正 | (有)和田食品 |
| 〃 | 有 間 隆 | (株)セラミカ |
| 〃 | 芝 尾 金 男 | (株)シバオ |
| 〃 | 藤 間 要二郎 | (有)藤間要二郎本店 |
| 〃 | 堀 博 彦 | (株)堀工務店 |
| 〃 | 石 橋 秀 利 | 島根ゼオライト(有) |
| 〃 | 齊 藤 寛 | (有)齊藤文具店 |
| 〃 | 河 村 賢 治 | (有)河村畳店 |
| 〃 | 中 村 俊 郎 | 中村ブレイス(株) |
| 〃 | 原 信 行 | 原醤油(有) |
| 〃 | 峠 輝 義 | (有)峠建設 |
| 〃 | 荒 尾 寛 | (有)椿窯 |
| 〃 | 布 引 慎 一 | (有)布引商店 |
| 〃 | 竹 下 績 | (株)中央計算センター |
| 〃 | 谷 本 隆 臣 | (株)シグナル |
| 〃 | 重 富 俊 雄 | (有)重富製パン |
| 〃 | 林 恭 清 | 林商事(株) |
| 〃 | 細 田 年 成 | (有)日商 |
| 〃 | 山 内 要 次 | 山内モーター(有) |
| 監 事 | 波 多 志 朗 | 波多コンクリート工業(株) |
| 〃 | 福 田 弘 吉 | (有)福田金物 |

| | | |
|-----|---------|-----------|
| 顧 問 | 寺 戸 隆 文 | 大田商工会議所会頭 |
| 参 与 | 梅 恒 雄 | 大田商工会議所 |

事業運営分担表

| 委員名 | 総務委員会 | 広報委員会 | 事業委員会 | 福利厚生委員会 |
|----------------------------|--|--|--|--|
| 分担事業項目 | 1. 会員からの要望事項のとりまとめ研究 2. 会員の増強と組織の強化 3. 諸会議の開催 4. その他本会の総務 | 1. 法人会会報の発行 2. 参考情報の拾収集 3. 参考図書、資料等の周知と配布 4. その他 | 1. 各種説明会 2. 講演会等の企画開催 3. その他本会事業の企画開催 | 1. 経営者大型保障制度の推進 2. 経営者年金制度の推進 3. ガン保険制度の推進 |
| 最 任 者 高 | 会 長 | 会 長 | 会 長 | 会 長 |
| 担 当 正 副 会 長 | 竹 原 副 会 長 | 小 川 副 会 長 | 竹 原 副 会 長 | 小 川 副 会 長 |
| 委 員 長 1 名 | 森 崎 禎 璋 | 齊 藤 寛 | 芝 尾 金 男 | 藤 間 要 二 郎 |
| 副 委 員 長 1 名 | 森 田 博 久 | 河 村 賢 治 | 波 多 野 諭 | 谷 本 隆 臣 |
| 委 員 | 廣 山 勝 秀 隆 郎 隆 利 行 次 秀 正 男 彦 正 貢 依 村 俊 俊 秀 信 要 芳 勝 金 博 中 有 石 原 山 内 原 芝 堀 和 三 原 山 内 藤 尾 田 谷 | 石 田 弘 行 績 行 寛 郎 隆 成 次 諭 宏 久 正 一 竹 下 尾 間 田 内 野 崎 田 引 原 荒 藤 有 細 山 波 山 森 原 布 多 | 波 多 山 志 朗 秀 行 義 績 成 寛 清 秀 利 吉 宏 郎 貢 臣 廣 山 田 勝 弘 輝 年 恭 芳 秀 弘 勝 俊 隆 石 崎 竹 細 荒 林 内 石 福 山 中 三 谷 岐 下 田 尾 藤 橋 田 崎 村 谷 本 | 森 崎 禎 璋 隆 清 寛 正 治 彦 雄 朗 一 義 吉 依 林 齊 和 河 堀 重 波 布 岐 福 崎 藤 田 村 富 多 引 田 禎 恭 賢 博 俊 志 慎 輝 弘 |

着任のごあいさつ



税務署長 武田 守平

本年7月の人事異動により、石見大田税務署長を拝命しました武田でございます。前任の佐々木同様よろしくお願いたします。

島根県での勤務は2回目となります。

前任地は廿日市税務署です。その管内には安芸の宮島があり、厳島神社は世界遺産に指定されています。当署管内にも、本年7月に世界遺産に指定された石見銀山遺跡があります。この度の異動は、世界遺産のある署から世界遺産のある署への異動ということになりました。石見銀山の賑わいを拝見して、記念となる年に赴任しましたことをあらためて実感するとともに、歴史ある当地で勤務できますことを大変光栄に思っております。

社団法人石見大田法人会の皆様には、平素から税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、次世代を担う小・中・高校生に対する租税教育の実施に向けて、ご支援いただくとともに、積極的に取り組んでいただいております。

また、平成20年中に関係法律が施行される予定の公益法人制度改革について、新制度の移行に向け、地域社会貢献事業の一環として、文化講演会を開催されるなど先を見据えた取り組みを行っております。

これもひとえに的場会長をはじめ役員並びに会員の皆様方のご熱意とご尽力の賜物と深く敬意を表する次第でございます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済社会の著しい変化とともに大きく変わってきております。これらの変化に対応するため、さまざまな制度の見直しが進められていますが、このような時代にあっても、変わっていくものと変わらな

いものがあります。

変わらないものとして、税務行政の使命である「適正・公平な課税の実現」と「期限内収納の確保」があります。私ども税務に携わる者として、その実現・確保に向けて最善の努力を重ねてまいり所存であります。

一方、変わっていくものとして、高度情報化社会の進展に対応した納税環境の整備があり、そのひとつにe-Tax（国税電子申告・納税システム）があります。

所得税、法人税などの申告、源泉所得税をはじめとする全税目の納税等が、事務所や自宅からインターネットで利用できる便利なシステムです。

このe-Taxの利用促進につきましては、署の重要課題として位置づけ、その普及に取り組んでいるところですが、会員の皆様におかれましても、e-Taxの利用に向けて、更なる取り組みをお願い申し上げる次第であります。

法人会の皆様には、これまでも税務行政の良き理解者として、税知識の普及、納税道義の高揚など、ご支援をいただいておりますが、今後とも、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、社団法人石見大田法人会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしましてご挨拶いたします。

国税局人事異動（7月10日付）

石見大田税務署転入者

【総務課】

総務課長

佐藤 章 寿

（広島国税局消費税課連絡調整官）

佐伯 充 紀（下関署 管徴）

【調査部門】

上席国税調査官（所） 田 中 亮

（松江署 個人上席）

上席国税調査官（法） 坂 本 圭 二

（三次署 法人上席）

上席国税調査官（法） 三 上 勝 正

（下関署 法人上席）

平成19年度

納税功勞表彰

平成19年度納税功勞表彰式は、「税を考える週間」のスタートを飾って、11月12日、大田商工会館において、ご来賓として島根県西部県民センター所長、大田市長をはじめ、各税務団体代表の方々ご臨席のもと厳粛に挙行されました。

今年度は、永年にわたり申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚に功績のあった松尾義男氏、三谷基氏、森田博久氏の3名に石見大田税務署長表彰状、関係民間団体の事務局として功績をあげられた沖和真氏、租税教育の推進に貢献された内藤芳秀氏、e-Taxの積極的な利用促進に努められた川上眞次税理士、竹下績税理士、中島和夫税理士、安田正弘税理士の計7名に感謝状が贈呈され

ました。また、間接税申告納税制度施行45周年を記念して署長感謝状が小川俊二氏に贈呈されました。

併せて、去る11月1日、広島市において広島国税局長表彰を受彰されました石見大田間税会会長の齊藤寛氏（有齊藤文具店代表取締役）の功績が披露されました。

武田署長の式辞に続いて、ご来賓を代表して島根県西部県民センター所長代理、大田市長代理、大田商工会議所寺戸会頭、中国税理士会勝部顧問の各氏より祝辞が贈られ、受彰者を代表して森田博久氏が謝辞を述べられて式典を終えました。

栄えある受彰をお祝いするとともに、今後ますますのご活躍、ご健勝をお祈り申し上げます。

広島国税局長表彰



齊藤 寛 氏

石見大田間税会会長
(社)石見大田法人会理事
島根県間税会連合会常任理事
広島国税局間税会連合会理事

石見大田税務署長表彰



松尾義男 氏

石見大田青色申告会連合会理事

石見大田税務署長表彰



三谷 基 氏

(社)石見大田法人会
青年部会顧問(前会長)

石見大田税務署長表彰



森田博久 氏

(社)石見大田法人会
常任理事

石見大田税務署長感謝状



沖 和真 氏

石見大田間税会
前事務局長



杉谷誠司 氏

(社)石見大田法人会
青年部会会長



内藤芳秀 氏

(社)石見大田法人会
常任理事



川上眞次 氏

税理士



竹下 績 氏

税理士



中島和夫 氏

税理士



安田正弘 氏

税理士

間接税申告納税制度
施行45周年記念
署長感謝状



小川俊二 氏

石見大田間税会副会長

第50号発行記念対談

「天領」発行50号を記念して、去る12月7日大田商工会館において創刊号から編集委員としてご尽力いただいた西村氏と元事務局長勝部氏にお出かけいただき、これまでの発行した思い出話などについて語っていただきました。

齊藤 今日は大変ご足労いただきましてありがとうございます。先刻ご案内の通り「天領」が50号を迎えます。この記念号に長年かかわっていただいた皆様方にご苦労話と、創刊からの思い出話をお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。



広報委員長
齊藤 寛氏

西村 スタートは法人会の25周年を記念して、これを機会ということではなかったかな。



元事務局長
勝部 哲男氏

勝部 「天領」にしたのは、第一回目の会合は福乃家でやってね。当時の竹原会長に来てもらって、会報を作ろうと。ついでにはタイトルをどうしようかと…。

その中で「天領」という名前が出てきた。最終的には竹原会長は「大田も天領だけ天領にしようや。」ということで。じゃあそれで行こうと決めたのが最初。それですぐ誰に書体を書いてもらおうか。鈴木大東さんをお願いしよう。

西村 もともと「天領」の由来というのは、今の石見銀山とか、そういうための「天領」ではなかった。地域と銀（カネ）ということだったかな。

波多野 当初表紙の写真はどうしておられたんですか。

勝部 あの当時から大田の観光地を載せようということから。そして創刊号は写真が裏にまわっていない。それでは軽い感じがするというのでドッ

シリとするように裏表紙までまわした。

齊藤 今は全く意識もしてませんでした（笑）。

波多野 渡辺先生がこだわりを持って「天領」を創刊当初からおやりになってました。いろいろと記事もお書きいただいたりしておりますが、ご苦労もあったんじゃないかと思えますけどもいかがでしょうか？

勝部 渡辺先生のご尽力があってこそ、「天領」の形が出来、今も続いています。

波多野 渡辺先生も厳しかったですからね。

勝部 しかも当初は出来事等々書いていたが、法人会の会報ということで、税法をみんなに知ってもらうために少しずつ税金関係を入れました。渡辺先生が税理士だから税金部門は先生にお任せしました。

波多野 税務署の寄稿はいつからですか？

勝部 法人会事業に関連する税務署にも記事をお願いしようじゃないかということで、当初は総務課長さんだったと思います。



広報委員
波多野 諭氏



元広報委員
西村 禎二氏

西村 編集委員への参加はかなり早いうちだったと思うよ。基本的には会報は税制改正がメインになるわけだから。できるだけ早く周知徹底ということもあって。他にも税のこぼれ話とか。最初から税制改正については税務署に原稿の依頼をしました。



勝部 第2号は原稿だけお願いしたけれど、徐々に編集会議に参加いただきました。

西村 当初はずいぶん編集に苦労しました。10号ぐらいからは、天領の秘話とか固定し、定期刊行できるように落ち着いた気がします。

勝部 編集も充実してくると、28ページ、30ページぐらいが目標になりましたね。

波多野 当初から我が社の企業訪問もありましたね。石村先生についても最初から協力いただいていた。

勝部 名前が天領ということもあり、先生には石見銀山関連の話を書いてもらいました。

齊藤 創刊号からですね。「天領」を読むと大森のことがかなりわかりますね。

全国で高い評価をいただいた号というのは何号ですか。

勝部 何号だったかな。編集後記に書いてあると思うけど、新聞記者が審査し優秀賞だったような記憶があるが。

波多野 昭和61年発行の12号での表紙が「和江魚協のせり」ですね。石村先生が亡くなられたときの41号の編集後記にそのことが書いてあります。編集後記はすべての号で渡辺先生が書かれています。

会報誌のスタイルは「全国で唯一の縦書きだった」。ですから縦書きにずっとこだわって（笑）。

西村 とにかく読みやすいというのを重要視されました。

齊藤 対談記事では恒松知事さんのところに伺ったり、国税局長のところに伺ったり、遠方へ取材に出掛けておられますよね？

勝部 新しく就任された知事さんや市長さんのところへお伺いしました。

西村 大田市出身者をテーマにして、岩谷産業岩

谷社長やシンボリ牧場和田社長等を訪問し郷里に対するアドバイスの記事も掲載いたしました。

齊藤 こうして見ると、表紙にもこだわりをもって豊富な記事の掲載量ですね。他の地区と比べても会員が手がけているというのがわかります。

波多野 今まで創刊号からずっとやってこられて50号を迎えましたが、これからも続けていくわけで、創刊当時の精神を引き継いでどんな形でやっていけばいいのか、ご希望なりご意見、アドバイスはないでしょうか？

勝部 できるだけ大田市の良いも悪いも外へ向けて発信し、大田市が頑張っているよというところをアピールしてほしい。

波多野 法人会も公益法人の法改正に該当しますので、今までとは形を変えて、会報も会員だけではなくて、一般市民に見てもらえるような形にしないといけないだろうと言われています。大田や温泉津、仁摩の歴史だとか、市民の方にも税以外のわかりやすい記事を入れていくのもいいでしょうね。

齊藤 石村先生は石見銀山が世界遺産になることを見届けずに亡くなられましたが、早くからこの会報において、「天領秘話」や「石見銀山・根ほり葉ほり」といった石見銀山遺跡関連の記事を掲載いただき、その功績は多大なものがありました。現在は世界遺産登録に貢献された市の当時石見銀山課、現教育委員会の大国部長から「未来へ引き継ぐ石見銀山」ということで10回にわたって掲載させていただいています。

波多野 大森に関していえば、学芸員さんがおられますので、論文的なものを紙面を借りて、学会とかそういうことだけじゃなくて、発表する機会をつくるというのも1つの方法かもしれませんね。



西村 50号より「天領」の体裁もA4版、横書きに変わり、社会貢献をするということで、印刷費を気にせずに三百部くらい増やし、配布先なども再検討してはどうでしょうか。

波多野 病院の待合室とか人が寄られるところへ配布させていただくような話をすべきなのか。例えば50周年記念で、ファイルに綴じ、それを各所へ配布するのも良いでしょう。

勝部 ましてや法人会は奉仕の団体だということで、知ってもらいたい。決まった人に見てもらっただけではいけませんね。

西村 不思議なもので、「天領」をとる癖がついています。特に自分の思い出のある号はとってある。

勝部 どこかに愛着があるんだよね、やっぱり。

西村 税制改正は根本です。内容をシリーズものの等の継続して見てもらうような+αの気楽な記事があれば置いておこうかなという気になると思う。

西村 (会報の束を見ながら) 何か、これ見とってね、あ、こんなに時間たったかなというか、びっくりした。たったこの間書いたようなのにね。渡辺先生も50号まではとっていただろうけど…。

波多野 渡辺先生からも50号の記念のコメントをいただきましたかったですね。

齊藤 自分で50号まではやると言っておられましたから。

西村 渡辺先生はすらすら原稿が書ける。僕は渡辺委員長が決めた自分の役割はメンツにかけて、期日までに原稿を持っていかないとダメだと思ってた。できませんと言われてなかった。僕は本当は書くのが苦手だったけどね (笑)。

勝部 ここまで続いてきたのは、編集委員の皆様が責任を持って割り当てられた記事を、作りあげた。だから続いてきたと思う。

西村 10号ぐらいで形が出来た。原稿用紙のフォームもようやく出来て編集が楽になった。それまでは1ページに収まりきれなかったりまとまらなくて、夜の12時、1時くらいまでかかったこ

ともあった。

波多野 私らがお手伝いするようになったときには、定型化してある程度パターンが決まっているでしょ。編集会議なんか早いものだったですよ。

勝部 慣れてくると1時間ほど編集会議して打ち上げすることも (笑)。

西村 (『天領』の表紙を見ながら) 銀山関係のものが多くですね。変な写真集より立派だ。出来映えにはこだわっていたしね。被写体が悪くてやりかえたこともあったはずだよ。表紙だけでも十分アルバムになるね。

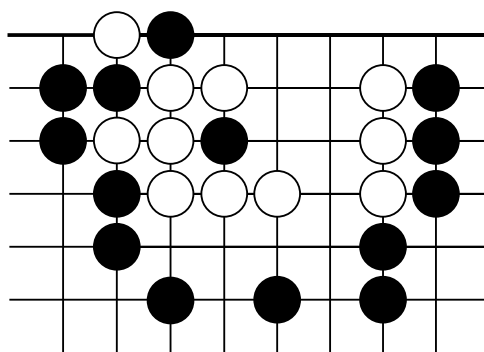
表紙の紙質については、以前はこだわりのあるものだったが、最近のものは渡辺先生なら大文句言われるだろうね (笑)。

逆に言えば、50号でA4版になったらもう一回バランスを考えればいい。今までのものを踏襲する必要はないと思う。大きさも違うしデザインも違ってくると思う。50号からは刷新された新感覚の会報にしたらどうです？

波多野 そうすると50号の表紙というのは、そんなに簡単にすすつというわけにはいきませんね (苦笑)。

齊藤 今までお伺いしたことを元に、よりよい「天領」づくりに励んでいきたいと思います。本日はお越しいただきましてありがとうございました。

囲碁問題 黒先白死



解答はP36

知っておきたい税務

相続税について

1. 相続税のあらまし

相続税は、個人が被相続人の財産を相続、遺贈（被相続人の遺言によって、ある人に財産を贈与すること）や相続時精算課税に係る贈与によって取得した場合に、その取得した価額を基に課税される税金です。

2. 相続税の申告

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した各人の課税価格の合計額が（注）遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

（注）「遺産に係る基礎控除額」は5000万円＋（1000万円×法定相続人の数）で計算します。

3. 相続税がかかる財産のあらまし

(1) 相続や遺贈によって取得した財産

被相続人が相続の開始時において所有していた土地、家屋、有価証券、預貯金、現金、貴金属、書画骨とうなど金銭に見積もることができるすべての財産

(2) 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（みなし相続財産）

（例）死亡保険金、死亡退職金、生命保険契約に関する権利など

(3) 相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産

(4) 生前に被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産

4. 相続税がかからない財産のあらまし

相続や遺贈によって取得した財産でも、次のものは相続税はかかりません。

- (1) 墓地・墓碑・仏壇等 死亡保険金の一部 死亡退職金の一部

5. 相続財産から控除できる債務、葬式費用のあらまし

(1) 控除できる債務

被相続人の債務は相続財産の価額から差引かれます。差引くことができる債務には借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった国税、地方税などで、まだ納めていなかったものも含まれます。

(2) 控除できる葬式費用

被相続人の葬式に際して相続人が負担した費用は、相続財産の価額から差引かれます。葬式費用とは、①お寺などへの支払 ②葬儀屋、タクシー会社などへの支払 ③お通夜に要した費用などです。なお、墓地の購入費用、香典返しの費用や法要に要した費用などは、葬式費用に含まれません。

6. 配偶者の相続税の軽減について

配偶者が相続や遺贈によって実際に取得した財産の価額が1億6000万円以下であるか又は相続価額の合計額に配偶者の法定相続分を掛けた金額以下である場合には、相続税の計算上、配偶者に相続税がかからない仕組みになっています。

以上、簡単に、概要について説明しましたが、相続税対策を今一度御検討されてはいかがでしょうか。

7. 計算例（正味財産が2億円で相続人が妻と子2人の場合）



文化講演会 スポーツを通じた地域力創造

石見大田法人会は、税を考える週間の協賛事業として、去る11月27日（火）、スポーツジャーナリストとして著名な二宮清純氏をお招きし、文化講演会を「あすてらす」を会場に、250名の市民にお越し頂いて開催をいたしました。

この文化講演会は、従来行われていた「おもしろ税ミナール」に変わる事業として、法人会のPRとともに税知識の普及をするため、地域社会に対する公益事業として、今年度から取り組んだ事業です。全国法人会連合や各地域の法人会が、平成25年度には公益法人へ移行するべく事業改革が求められる中、広く市民の方々に呼びかけ、石見大田法人会の公益性を求める初めの一步であり、今後の事業においては地域に対する公益性を重視することになります。

「おもしろ税ミナール」は長らく実施され、石見大田法人会のユニークな事業で、法人会や税務当局また会員企業が良く連携をしながら作り上げてきましたが、20回を持って幕を閉じることになりました。これまでご支援を頂き、またご参加いただいた皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、これからもご協力をお願いいたします。

平日の夕方7時開講でありましたが、会場を埋め尽くされるなか、和田裕子さんの司会のもと、の場章好会長によって、法人会事業の説明と税務に対する関心や知識の高揚を求める挨拶が行われました。続いて来賓として、武田守平石見大田税務署長より、税の必要性とその貢献度についてのお話とともに、前任地が世界遺産の宮島（厳島神社）を持つ五日市であったことから、地域活性化に期待をこめた世界遺産の活用と保全を含めたご挨拶を頂き、講演がスタートいたしました。

講師の二宮氏は、スポーツがなぜ地域力の創造

に繋がるか、氏の長年にわたるスポーツ記者の取材の中から、またサッカーのJリーグの創設に当初から携わり、見聞したこと、感じたことを題材にして1

時間半にわたり、ソフトな語り口ながら説得力のあるお話を頂きました。

二宮氏によれば、21世紀のリーダーシップの条件は①Passion（情熱）②Vision（使命感・理想）③Action（行動力、率先垂範）を強く持ち続けることであり、その具体例としてJリーグの川淵チェアマンが、その設立会議で時期尚早とか前例のないことと反対する人達に対して、やる気がなければ100年経っても時期尚早、200年経っても前例はないと説得されて、そして机上の空論ではなく、自ら率先垂範、問題を解決して仲間を広げ、Jリーグを作り上げ、各地に地元と一体になって活躍するサッカークラブが生まれ、地域活性化の核となったことを語られました。

欧米では、「健康」をキーワードにスポーツに振興に地域住民誰もが協力することで、絆を育て娯楽を作り楽しむ社会が出来ている。現代日本は学校教育や企業教育は行いが、地域の中の社会教育が欠けているので住人同士の絆が生まれず、固有の創造力が無くなっている地域が多い。失っている絆を作るためには、スポーツや伝統文化を継承することで、集中連携して取り組む組織を育て、年代や性別を超えて手を結び合うことが大切であると話され、聴衆の心を捉える講演会となりました。



税務処理における誤り易い事例

法人税関係

◎減価償却制度の改正関係

①法定耐用年数が2年の減価償却資産の償却額の計算方法

法定耐用年数が2年の減価償却資産の償却方法として定額法が採用されている場合は、耐用年数省令別表第十の「定額法の償却率」0.500により各年の償却を行い、2年目において、残存簿価1円まで償却できます。

また、当該減価償却資産の償却方法として定率法が採用されている場合は、耐用年数省令別表第十における「定率法の償却率」は1.000ですので、1年目において、残存簿価1円まで償却できます。

ただし、事業年度途中で事業の用に供した減価償却資産については、次の算式により償却限度額を計算しますので、個々の資産の事業供用の時期によっては、上記のような償却年数には必ずしもなりません。

【算式】

$$\text{償却限度額} = \left[\frac{\text{当該資産の当該事業年度の償却限度額に相当する金額}}{\text{事業の用に供した日から当該事業年度終了の日までの期間の月数}} \right] \times \text{当該事業年度の月数}$$

(注) 上記算式における月数は、暦に従って計算し1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

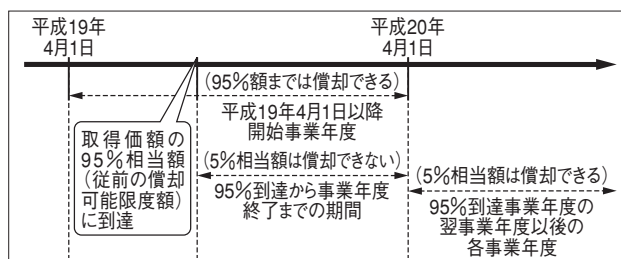
②平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産について、平成19年4月1日以後に開始する事業年度において取得価額の95%相当額まで償却することとなった場合の償却方法

平成19年4月1日以後に開始する事業年度において、平成19年3月31日以前に取得をされた資産のうち、前事業年度までの各事業年度においてした償却費の累積額が取得価額の95%相当額（従前の償却可能限度額）に到達しているものについては、その到達した事業年度の「翌事業年度」以後の各事業年度において償却を行い、最終的に残存簿価1円まで償却できるようになりました。（法令61②③）

しかしながら、平成19年4月1日以後に開始する事業年度の償却限度額の計算を行うと、取得価額の95%相当額を超えることとなる場合には、その取得価額の95%相当額に達するまでの金額が償却限度額となるため、その事業年度においては、残存簿価（取得価額の5%相当額）の償却を開始することはできないこととされています。（法令61①）。

また、期末に取得価額の95%相当額を超えるということは、理論上、事業年度の中途において、当該金額に到達したことにもなり得ますが、当該事業年度において、この取得価額の95%相当額に達することとなった日から事業年度末までの日数分の按分割合を残存簿価に乗じて計算し、当該事業年度に償却するような処理も認められませんので、ご注意ください。

【設例】事業年度が1年の法人



消費税関係

①短期間の土地の貸付等

土地の貸付は非課税ですが、契約に定められた貸付期間が1ヶ月に満たない場合は、課税となります。（消法別表第一、消令8）

同様に、住宅（人の居住の用に供する家屋）の貸付も非課税ですが、1ヶ月未満の貸付は課税となります。（消法別表第十三、消令16の2）

②対価補償金等の取り扱い

資産の譲渡等の範囲に規定する「補償金」とは、権利の対価たる補償金（対価補償金）をいうのであり、当該補償金の収受により権利者の権利が消滅し、かつ、当該権利を取得する者から支払われるものに限られますので、収益補償金・経費補償金・移転補償金は対価補償金には該当しません。（不課税取引）（消令2②、消基通5-2-10）



税を考える週間行事 11月11日～11月17日

税金フォーラム

11月14日温泉津ふれあい館において税金フォーラムが開催されました。

いままでは、東部と西部で開催されていましたが、今年は西部のみの開催でした。税務署より、武田署長、板持統括官、そして、川上税理士、安田税理士のご出席をいただき、的場会長の挨拶、板持統括官から、減価償却などの税制改正の説明がありました。

山口県出身で2度目の島根に転勤してこられた

武田署長より、石見銀山世界遺産の経済的効果の講話があり、宮島の厳島神社、原爆ドーム世界遺産、毛利元就のTVによる観光客の人数の推移などをおりませでのお話でした。そして、波多野事業委員会副委員長の進行で恒例のクイズがおこなわれました。今年もなかなか難しい問題ばかりでした。その結果、優勝は小川朱美さん（有）小川商店）、準優勝は臼井秀政さん（有）クリーンゆのつ）、3位は森脇和雄さん（信金ゆのつ支店長）でした。



第21回 法人会全国青年の集い 愛媛大会



去る11月8日（木）～10日（土）の3日間行われた、第21回法人会全国青年の集い・愛媛大会に石見大田法人会青年部 杉谷会長をはじめとする会員7名にて参加して参りました。

11月8日は杉谷会長が部会長サミットに参加。11月9日は参加者全員で法人会全国大会に出席しました。愛媛県県民文化会館メインホールにて行われ、下記事業に参加いたしました。

- 14:00～16:00 記念行事
宮本信子 記念コンサート
夏井いつき 句会ライブ
- 16:00～17:15 大会式典
- 17:40～19:30 大懇親会

大会式典では少子高齢化に伴う経済社会の構造改革が進む中、企業が今後も継続して発展していくために、新しい時代に対応した経営のあり方や税制のあるべき姿、事業承継の問題など、青年部会として取り組むべき新しい課題は増えつつあり、私たちの行動力にま

すます期待が高まっている事、今後も持続的な経済発展を実現していくために、社会を支える一人ひとりが、持てる力を十分に発揮する必要があり、私たちも企業経営者、未来を拓く後継者として、また「税のオピニオンリーダー」として、これまでの概念や常識にとらわれることのない新しい視点、チャレンジする姿勢を持ち、法人会青年部活動を行う意義を強く感じました。

11月10日（土）は、大田市と交流のある愛媛県新居浜市の別子銅山に見学へ行きました。1690年（元禄3年）に発見され、1973年（昭和48年）まで約280年間に70万トンを産出し、日本の貿易や近代化に寄与した産業遺跡です。一貫して住友家が経営し、関連事業を興すことで発展を続け、住友が日本を代表する巨大財閥となる礎となった銅山の歴史を肌で感じ、同じ産業遺産である石見銀山の素晴らしさを改めて感じる事が出来、今後の取り組みのヒントとなりました。

この度ご参加いただきました、石見大田法人会青年部会員の皆様大変お疲れさまでした。そして全国大会参加の為にご尽力いただきました、税務署、事務局各位に厚く御礼申し上げます

（林 陽一）



石見銀山遺跡とその文化的景観

世界遺産登録特集



平成19年7月2日世界遺産登録が正式に決定し、くす玉割り



ユネスコ近藤大使が銀山視察（左より2人目）



ユネスコ 世界遺産委員会（ニュージーランド）



石見銀山資料館（登録記念の石見銀山展）



世界遺産認定書の写し（上）
世界遺産推薦書（下）



大森の町並みと日本海を望む



世界遺産登録記念シンポジウム（中央が近藤大使）



創作能「石見銀山」



登録を祝い市民ちょうちん行列（7月2日）



世界遺産センター ガイダンス棟オープン



登録を祝う看板（大田市役所）



大森の町並みは多くの観光客が



バスを待つ多くの観光客の行列

未来へ引き継ぐ石見銀山

世界遺産への歩み ⑩

世界遺産登録が決まった

昨年6月28日、ニュージーランドから石見銀山課に架けた国際携帯電話の第一声は「登録、登録」でした。

ご存じのとおり、世界遺産委員会の会場、クライストチャーチはニュージーランドの南島にあり、日本からは12時間以上かかりますが、ニュージーランドはアジア・大洋州という世界の地域を区分した中で同じ地域に属し、世界遺産委員会の開会行事で披露されたニュージーランドの先住民族でかつて抑圧されていたマオリ族による民族芸能も温かいものでした。

クライストチャーチも含めニュージーランドには先住民族、英国からの移住者、アジア諸国からの移民が皆仲良く暮らしている国です。

こういった暖かい歓迎の式典やアトラクションは世界遺産委員会では普通の光景だそうで、緊迫した外交交渉とはかなり違った幕開きでした。

「世界遺産」の理念、考えはユネスコが掲げて立つ国連の目的である世界平和の実現、その重要な要素である「教育・科学・文化」を大切にしよう、その基盤となるのは地球

上の全ての民族、国、地域に住む人々全員の人権を尊重することです。

「人権の尊重」とは誰もが「人間らしく」生きることができ、尊びあいながら暮らすということでもあり、世界遺産を決める世界遺産委員会、ワールドヘリテージコミッティーの会議の精神はワールドヘリテージコミュニティ、つまり世界遺産により、世界が共同体であることなども会議の副議長が公言するほど和やかな雰囲気です。会議が進んで行きました。

しかし、危機に瀕している遺産の保護について



マオリ族の歓迎アトラクション

の議論や今回初めて行われた世界遺産リストからの抹消については長く、そして真剣な議論が交わされました。

もともと、世界遺産委員会を含むユネスコの公用語は英語とフランス語、それにスペイン語圏の国々が経費を負担して行っているスペイン語の3ヶ国語しか同時通訳機では聞こえてきませんので、膨大な英文の会議資料を必死でめくりながら、何とか今の世界遺産を巡る状況を理解しようとしたところでした。

会議の中で特に不明な点は文化庁から一緒に行った日本政府代表団のエキスパート（専門家）に聞きました。

この日本政府代表団は恐らく世界中で最も多い代表団ではなかったかと思いますが、環境省、外務省やこれからの世界遺産登録を目指す県の関係者で30人ほどが日本語を会場の内外で話していました。

委員会の審議

いよいよ新規登録の審議が自然遺産から始まると会場の空気はぐっと緊張しましたが、新規登録の初日は自然遺産の審議で終了。

新規登録2日目の午前中と想定していた審議は議事の都合で午後の最初になりました。

因みに、石見銀山より前の案件で情報照会から登録になったのは混乱が続くイラク、サマラの考古遺跡のみで、そのサマラは登録と同時に危機遺産リストに載せられることも議決され、皆がお祝いを言うような新規登録ではありませんでした。

世界遺産委員会の午前中の会議は午後1時ま



で。午後2時半までは昼休憩です。夕方は午後6時までの予定ですが、遅くまで続くこともありました。

いよいよ現地時間の午後2時40分頃、石見銀山遺跡の審議が始まりました。

世界遺産候補の中で文化遺産の審査を担当するイコモス（国際記念物遺跡会議：世界中に7500人ほど会員がおり、日本には300人ほど。大田市にも4人の会員がいる非政府国際機関NGO）の事務局の担当者が壇上にある議長席の数人左側から発言します。

壇上の両横には石見銀山遺跡の紹介画像に続いて評価項目が示され、5つの評価項目全てに「×」の印、そこで5分の時間切れになりましたが、「これは重要な案件だから続けさせて欲しい」と登録延期の勧告文とそれに基づく付帯条項が説明されました。この五項目全ての×については近藤誠一日本政府ユネスコ代表部特命全権大使大使も「ショックだったし、登録しようとする日本の努力へあえて異を唱えたかとも思った」と、当日の記者会見でコメントされておりました。

会議の様子を見守る（左隣はイラン代表）



その後のチリなど各国からの「登録すべし」との意見は既に直接の当事者であった近藤大使の発言や既報のとおりです。

石見銀山遺跡が登録延期の勧告にもかかわらず二段階アップで登録されたかについて例を示して説明します。

学校の一学期の成績に置き換えて考えてみました。

平成18年10月のイコモスの現地調査は中間テスト。これはかなり難しい問題でした。調査員は世界遺産の専門家です。登録基準や保存管理の重要性も良く知り、世界遺産である厳島神社なども何度も

現地調査しているベテランでしたからテストの問題水準は高く、一方で調査員は鉾山については良く知らなかったこともあって出題範囲が少しずれていたため良い点が取れませんでした。

平成19年1月にイコモス事務局（パリ）で行われた書類審査は期末テスト。こちらは現地調査の中間テストの成績に加え、産業革命以降の産業遺産を担当する専門家も加わって検討会が行われましたが、石見銀山遺跡は産業革命以前の遺跡で大規模でも派手でなかったことから、またアジアの他の鉾山遺跡がよく分らないことを理由に減点法がとられ、五段階評価の②、つまりもう少し努力せよと登録延期の成績案が勧告として出されたのです。

因みに評価①は登録不可。つまり登録すべきでないということになり、原則として再度世界遺産の推薦はできません。

この②の通信簿原案、登録延期が校長先生である、世界遺産委員会に勧告されたのです。

世界遺産委員会は合議制なので、職員会議で検討されたと考えたほうが良いかもしれません。

委員会の議論の大勢は、鉾山遺跡という自然に負荷の大きい産業であるにもかかわらず、自然と調和し、世界に開かれた歴史を持ち、自然と遺跡と住民が共生している点、調査研究が高い水準で続いている状況、それに加えて日本が推薦したのだからそう大きな間違いがあるはずがないという信頼感という評価。これら学校でいう、日常の学習成果、態度、取組の意欲、将来性などについて、総合的に判断がなされ、「情報照会」という③の評価、つまり来年以降の登録を目指せというのではなく、二段階アップの④、つまり登録になったのです。



イコモスの担当者たち

この④には意味があります。つまり、イコモスが勧告で指摘したアジアも視野に入れた調査研究の継続や維持、修理など保存管理を確実に行うことが必要なので、これから限りなく⑤、すなわち世界中の他の世界遺産のモデルになるように開発との調和、来訪者への説明や適切な観光対応、保存経費の捻出など、これまでの先進世界遺産のあちこちで困っていることについて解決策を示めす努力を望むという評価なのです。

環境との調和・共生

石見銀山遺跡に対する高い評価はその価値と保存状況全般に対するものでありましたが、特にその中で分かりやすい説明は「環境との調和・共生」でした。

特に「ハーモニアス（調和）」であると発言したアフリカの委員国の発言は象徴的であり、世界遺産登録後のユネスコのホームページには石見銀山遺跡を示す1枚の写真として、竹木林の中に下の写真が掲げられています。

保存への努力

石見銀山遺跡は大正12年に休山して以来、最も中心となる大田市大森町では、「地域住民の誇り」として、全戸加入の大森町文化財保存会が昭和32年に結成され、以降昭和44年の鉱山遺跡として初の史跡指定や民間による資料館の開設・運営や重伝建地区選定がなされたものです。

したがって、世界遺産の話も文化財保護（史跡指定など）や、伝建地区（町並み保存）の延長線上にあるとして、比較的スムーズに地元の皆さんに理解されたところがあります。もちろん、世界遺産登録が具体化してからは市民の応援や国内外

の専門家による調査研究や助言の寄与も大でした。

また、世界遺産委員会議長であったニュージーランドのアボリジニ族のトゥム・テ・ヒュヒュ議長は委員会会議の後半では「今日は日本の皆さんに会わないねえ」などと言っていたほど、報道の皆さんも含めて世界遺産委員会では最も関心をもって参加したい国だったといえます。

竹腰創一市長もこの議長や委員国の出席メンバー、イコモス委員長などにロビーやレセプション会場であいさつし、地元の熱意を伝えようと努力したところでした。

この地元の努力と熱意はイコモスの評価及び勧告にもきちんと記載され、高い評価を得ています。

特に大森町文化財保存会は昭和32年の結成以来ちょうど50年の節目の年であり、この世界遺産登録までの取り組みが高く評価されて昨年11月に総務大臣表彰を受賞しました。

石見銀山大森町住民憲章

このまちには暮らしがあります。
私たちの暮らしがあるからこそ世界に誇れる良いまちなのです。

私たちは

このまちで暮らしながら

人との絆と石見銀山を

未来に引き継ぎます。

記

未来に向かって私たちは

一、歴史と遺跡、そして自然を守ります。

一、安心して暮らせる住みよい町にします。

一、おだやかさと賑わいを両立させます。

持続可能な遺跡の保全へ

昨年7月に世界遺産登録されて以来、想定をかなり超え、一昨年の倍ほどの来訪者があり、準備していた遺産に隣接した駐車場や史跡ガイダンス施設を活かしたパーク&ライド、観光バス予約制による遺跡への負荷軽減、便益施設の整備、観光ガイドなど取り組んでいます。

夏には1日あたり最高で900台余の自家用車が駐車し、4月から始まった観光バス予約制では秋には1日50台が入るなど想定をはるかに超えた状



石見銀山遺跡／本谷地区釜屋岡歩の周囲

況になっています。

地域住民にとっての「これまでの穏やかな暮らしを阻害されたくない」との思いを大切にしつつ、全国から世界遺産を見学に来る様々な来訪者の皆さんにも世界遺産の価値を理解してもらうことは大変なことです。

遺跡の中心でもある大森町でこのほど定められた住民憲章の精神や、3年前から取り組みを進めている行政と民間の協働を目指した「石見銀山協働会議」による「石見銀山行動計画」の実現に奮闘中です。

そのためには世界遺産の地元だけでなく市民全体で支えることが必要です。

まず、地元の誰もが石見銀山遺跡をより理解し、訪ねてくる人たちに石見銀山を正しく紹介し、さらに維持保全に汗を流したり、大小を問わず資金での支援をすることなどできることはとてもたくさんありますし、その一つ一つが国内や世界遺産を抱える開発途上国などのモデルになることなのです。

(本稿は世界遺産委員会に参加した大田市教育委員会 大國晴雄が執筆しました。)



登録後に賑わう大森の町並み



石見銀山世界遺産センターの開所



登録記念の街道ウォーク

【特別寄稿】

「温故創新・輝き再び」

大田市長 竹腰 創 一

石見銀山遺跡は昨年7月2日、日本で14番目の世界遺産に登録されました。

さて、石見銀山遺跡の世界遺産登録にあたっての最大のポイントは「産業と自然の共生」でした。

ご存知のように鉱業は自然に負荷をかける事の多い産業であり、特に産業革命以降は、鉱石を採掘すると山の形、地形が変わるぐらいに破壊されるのが常です。

しかし、石見銀山では銀鉱脈に沿い、自然にやさしい人力・手作業で採掘され、しかも森林資源を管理し、安定的に精錬が実施されたため、自然を大きく損じることなく、かつ共生した姿で操業を終えたために遺跡も自然の中に溶け込んだ形で残す事になりました。

これは石見銀山の最盛期が1530年頃～1630年頃迄の約100年間であった為、その後の産業革命、

西洋技術の影響を受けることが少なかったからとも言われますが、元来、自然改変を最小限に抑えつつ鉱山開発を持続させるなど、自然との共生を大切にし、山や森、自然に対する繊細な感受性、畏敬の念など、日本の先人は、環境への意識を理性としてでなく、感性として古くから持ち合わせていたことによるものです。

このことについては、今改めて問い直さなければならぬ日本人の日本人たる、いわばDNAをみる思いがし、感動を覚えます。

「自然を敬い、恵みをいただきながら末永く上手に付き合う」、このことこそユネスコの精神の尊重であり「温故創新」。石見銀山に学ぶべき哲学、世界遺産として世界に発信すべきメッセージであり、これから石見銀山遺跡を守り、活かす上での基本理念だと改めて実感しております。

自然・歴史・ひとが光り輝く当市のまちづくりにとり、世界遺産登録は文字通り願ってもないことでもあります。市民こぞってこの好機を活かし、協働して大田市のまちづくりを進めましょう。

税制改正

平成19年度の主な税制改正のポイント

1 減価償却制度の見直し

(1) 償却可能限度額及び残存価額の廃止

平成19年4月1日以後に取得する新規取得資産について償却可能限度額（減価償却をすることができる限度額）と残存価額（耐用年数経過時に見込まれる処分価額）を廃止し、耐用年数経過時に1円（備忘価額）まで償却できるようにするとともに、定率法の算定方法として、250%定率法が導入されました。（計算例は右図参照）

※ 250%定率法とは、まず、定額法の償却率（1／耐用年数）を2.5倍した率を償却率とする定率法により償却費を計算し、この償却費が一定の金額（残存年数による均等償却の償却費）を下回る事業年度から残存年数による均等償却に切り換えて耐用年数経過時に1円まで償却する方法をいいます。

なお、平成19年3月31日以前に取得した既存資産について、償却可能限度額まで償却した後、5年間で1円まで均等償却ができるようになりました。

(2) 法定耐用年数の見直し

以下の3つの設備について、法定耐用年数が短縮されました。

| | 改正前 | 改正後 |
|--------------------|-----|-----|
| フラットパネルディスプレイ製造設備 | 10年 | 5年 |
| フラットパネル用フィルム材料製造設備 | 10年 | 5年 |
| 半導体用フォトレジスト製造設備 | 8年 | 5年 |

2 特定同族会社の留保金課税制度の見直し

特定同族会社（1株主グループの持株割合等が50%を超える会社）の留保金課税制度について、適用対象から中小企業（資本金又は出資金の額が1億円以下の会社）が除外されました。

（留保金課税制度の概要）

○適用対象：特定同族会社

（1株主グループによる持株割合等が50%を超える会社）

＜改正後＞
資本金又は出資金の額が1億円以下の会社を除外

新しい定率法の計算例（250%定率法）

- 取得価額1,000,000円 耐用年数10年の資産を例に計算してみます。
- 定額法の償却率(0.1)×250%=0.250(現行の定率法による償却率は0.206)
- 耐用年数満了時には1円(備忘価額)まで償却できるようになります。
- 事業年度開始日に取得したものと仮定します。
- 耐用年数10年の保証率は0.04448です。(下図参照)
- 償却保証額は44,480円(取得価額1,000,000円×保証率)となります。

<定率法のままだと…>

| | 償却限度額 | 償却後残高 | | 償却限度額 | 償却後残高 |
|------|---------|---------|---|---------|---------|
| 1年目 | 250,000 | 750,000 | に証8 な額年 を目を の下か らで回 る償却 と保 証 額 を 下 回 る こ と に な る 年 度 か ら は そ の 直 前 の 年 度 の 残 高 に 改 定 償 却 率 を 乗 じ た 金 額 が そ の 後 の 年 度 の 償 却 限 度 額 と さ れ ま す。 ↓ 133,485円×0.0334≒44,583円 | 250,000 | 750,000 |
| 2年目 | 187,500 | 562,500 | | 187,500 | 562,500 |
| 3年目 | 140,625 | 421,875 | | 140,625 | 421,875 |
| 4年目 | 105,468 | 316,407 | | 105,468 | 316,407 |
| 5年目 | 79,101 | 237,306 | | 79,101 | 237,306 |
| 6年目 | 59,326 | 177,980 | | 59,326 | 177,980 |
| 7年目 | 44,495 | 133,485 | | 44,495 | 133,485 |
| 8年目 | 33,371 | 100,114 | | 44,583 | 88,902 |
| 9年目 | 25,028 | 75,086 | | 44,583 | 44,319 |
| 10年目 | 18,771 | 56,315 | | 44,318 | 1 |

※耐用年数満了時に1円(備忘価額)にならない

<減価償却産の償却率、改定償却率及び保証率の表> (抜粋)

| 耐用年数 | 定額法の償却率 | 定率法の償却率 | 改定償却率 | 保証率 |
|------|---------|---------|-------|---------|
| 2年 | 0.500 | 1.000 | 1.000 | — |
| 3年 | 0.334 | 0.833 | 1.000 | 0.02789 |
| 4年 | 0.250 | 0.625 | 1.000 | 0.05274 |
| 5年 | 0.200 | 0.500 | 0.500 | 0.06249 |
| 6年 | 0.167 | 0.417 | 0.500 | 0.05776 |
| 7年 | 0.143 | 0.357 | 0.334 | 0.05496 |
| 8年 | 0.125 | 0.313 | 0.334 | 0.05111 |
| 9年 | 0.112 | 0.278 | 0.334 | 0.04731 |
| 10年 | 0.100 | 0.250 | 0.334 | 0.04448 |

留保金課税制度の概要：次のとおり

課税留保金額=所得-(配当+法人税等)-留保控除

| 留保控除 | ①所得基準:所得等×40%(中小法人は50%) |
|-----------|---------------------------------|
| ①~④の最も多い額 | ②定額基準:2,000万円 |
| | ③積立金基準:資本金×25% |
| | ④自己資本基準:自己資本比率30%到達までの額(中小法人のみ) |

e-Tax での申告には、



確定申告書の作成から電子申告まで、簡単・便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください (<http://www.nta.go.jp>)。

e-Tax をご利用いただく前に

① 開始届出書の提出



電子申告・納税等開始届出書をe-Taxホームページの「開始届出」メニューからオンラインで提出できます（書面による提出も可能です。）。

② 電子証明書の取得等

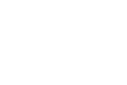


電子証明書付きの住民基本台帳カードを取得（費用がかかります）し、



ICカードリーダーを購入します。

③ e-Taxの初期登録



利用者識別番号等通知書が届きましたら、e-Taxホームページの「初期登録」メニューから住民基本台帳カード内の電子証明書の登録などを行います。

さらに e-Tax を利用して所得税の申告をすると・・・

- 最高5,000円の税額控除を受けることができます。

平成19年分又は平成20年分のいずれか1回、所得税の確定申告書の提出を、本人の電子署名及び電子証明書を付して、期間内(注)に、e-Taxを利用して行う場合、所得税額から5,000円(その年分の所得税額を限度)の控除を受けることができます。
(注)平成19年分は平成20年1月4日から3月17日、平成20年分は平成21年1月5日から3月16日

- 医療費の領収書や源泉徴収票等の提出又は提示を省略できます。

医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の一定の書類は、e-Taxを利用して書類の記載内容を入力して送信することにより、その書類の提出又は提示を省略することができます(平成19年分以降に限ります)。

なお、書類の内容確認のため、確定申告期限から3年間、提出又は提示を求めることがあります。

- e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

イータックス

検索

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

有限会社 椿 窯



代表取締役
荒尾 寛

【概要】

創 立 昭和44年1月
 所 在 地 〒699-2501
 大田市温泉津町温泉津イ-12-2
 電 話 0855-65-2022
 FAX 0855-65-3135
 資 本 金 300万円
 事業内容 製陶業

有限会社椿窯は、毎日家庭で使われる食器や茶器、花器を通して、一人ひとりの愛用者の方々の「健康と幸せ」を願い、全ての人々が心豊かに、共に助け合い、嬉ばし合い、健全な社会人として自分の利益だけを求めるのではなく、全体としての幸せを考える様になり、大切な資源を無駄使いせず、一人占めせずに、共に分け合う様にして「真の世界平和と人類和楽」が実現される様に、心から願える様に、全ての人々がなられるお手伝いが出来ればと思って、心を込めて焼物を作って

居ります。

大きな世界平和と人類和楽の願いも、一人ひとりの家庭が明るく楽しく、不平不満のない家庭になりませんと実現されるものでは無いと思います。

今の経済的な格差も元は一部の人間の欲と資源の無駄使いや、他人の幸せをこわしてまでも自分の正義を他人に押し付ける様な考えから生まれている事を思うと、まず感謝して、自分だけが良ければいいという考えを無くさなければいけないと思います。





焼物を作るのに使われる粘土には、色々な種類の粘土が有り、全ての粘土に一般的に言われるセラミックパワーと言う浄化力が有ります。しかもこの浄化力は、日本の粘土が世界中で一番そのレベルが高いのです。どの様にその力が働くのかと言えば、人間にとって有害な物質を無害に変える働きが有ります。それと人の心を癒す働きも有ります。しかもその働きは無限に続く働きなのです。なぜその様な力が無限に続くのかと考えてみます

と、もし粘土の中に含まれている成分の力だとすれば、それは有限の働きであるはずですが、ではなぜ無限に働き続けられるのかと言えば、無限に地球に降り注がれている宇宙のエネルギーの一部を取り込んで有害物を無害に変えるエネルギーに変換して放出されると考えるしか我々には今のところ理解する事が出来ません。この様な不思議な力を焼物は元々持って居るのです。

そして、有る方法で粘土を養生することで、本

来持って居る力をかなり強化する事が可能である事も判って来ました。

この様なすばらしい働きの有る焼物を作る事により、少しずつではありますが、人々の心が穏やかになり、共に助け合い、共に嬉ばせ合って、無駄使いをしない様に、資源を大切にすることに

なっていくことを願いながら、良い物を作り続けるように心掛けて居ります。

これは安政年間以前より続く焼物屋の荒尾家の先祖の願いであり導きであらうかと思ひます。今後共、人々の健康と幸せを願い、焼物屋を続けて参ります。



租税教室に講師派遣

石見大田地区租税教育推進協議会の会員である石見大田法人会より、5月24日島根県立大田高等学校の1年生187人（5クラス）を対象として、租税教室に内藤芳秀常任理事を講師として派遣しました。

内藤常任理事は出身校である大田高校生徒を前に、在学当時の思い出話などを交えながら、国や地方公共団体の財政をはじめ、社会を支える税の意義や役割などについて約1時間説明しました。



税のこぼれ話

つじつま

「つじつまが合わない」とか、「つじつまを合わせる」は「辻褄」と書き、裁縫用語からきていることをご存知でしょうか。「辻」は縫い目が十文字に合うところで、「褄」は着物のすその左右が合うところです。

どちらも、きちっと縫い目が合っていないとチグハグな着物になってしまいます。そこで、物事の道理や道筋が合わないことを「つじつまが合わない」というようになったそうです。

さて、「つじつまが合わない」では通らないのが税金の申告です。

貸借対照表は借方と貸方が合致しなければなりませんし、現金出納帳と金銭残高の照合も毎日行う必要があります。

商品勘定と商品有高帳の照合や得意先帳と小切手帳との勘定連絡など、毎日正しく記帳して「つじつまの合わない」申告をすることのないようお願いします。



名刺にも印紙

演歌の好きなAさんは、今夜もカラオケハウスで得意ののどを披露しています。

そこにたまたま居合わせたのが、Aさんの会社に製品を納入しているBさん。ビールを勧めながらちゃっかりと新製品の売り込みを始めました。

カラオケの拍手が多かったせいもあり、商談は成立。上機嫌のAさんは内金を支払い、Bさんは自分の名刺の裏に必要事項を記入して領収書として渡しました。さて、この領収書、収入印紙を貼る必要があるでしょうか。

印紙税法では、課税文書かどうかは、文書の実質的な内容で判定することになっています。この場合は名刺が使われていますが、内容は領収書であり課税文書に当たります。

したがって、記載された金額が三万円以上の場合には、その金額に応じて最低二百円の収入印紙を貼る必要があります。



質問コーナー

交際費のここが変わった！

質問

平成18年度の税制改正で交際費等の損金不算入の対象となる交際費等の範囲から、一定の飲食費が除かれるとのことですが、その適用を受けるためには、どのような条件をクリアしなければならないのでしょうか。

回答

御質問の改正は、法人の平成18年4月1日以後開始する事業年度分又は、連結事業年度分の法人税について適用されています。従来、交際費等に該当していた飲食費のうち1人当たり5,000円以下のものを一定の要件の下で一律に交際費の範囲から、新たに除外するというものです。適用を受けるには、以下の3つ条件をすべて満たさなければなりません。

①取引先などの接待のための飲食費であること

- この規定でいう(注1)「飲食費」からは、役員間等の飲食費は除かれています。つまり、あくまでも得意先など社外の事業関係者への接待のためにかかった費用が対象であり、社内で行う懇親会などいわゆる(注2)「社内飲食費」は含まれていません。

また、接待のための費用であっても、移動のためにかかった費用など、飲食費でない費用は除外対象とはなりません。

(注1)「飲食費」には、レストランや居酒屋の代金だけでなく、弁当代や出前、ケータリング等の代金も含まれます。

(注2)「社内飲食費」とは、専ら当該法人の役員若しくは従業員、又はこれらの親族に対する接待費等のために支出する飲食費をいいます。以下同じ。

②1人当たりの金額が5,000円以下であること

- 交際費から除外されるのは、その飲食費が1人当たり5,000円以下である場合に限られます。

(具体的な計算方法)

$$\frac{\text{飲食費として支出した合計額}}{\text{その飲食等に参加した人数}} \leq 5,000\text{円}$$

交際費にならない!!

計算(適用)にあたっての注意

- ・5,000円以下かどうかは、1店舗ごとに計算します。
- ・ゴルフ・観劇・旅行等の催事に伴う飲食費は、飲食費部分だけを抜き出して除外することは出来ません。
- ・5,000円を超えると全額が交際費となります。
- ・消費税の取扱いは、その法人が行っている消費税の経理処理に準拠することになります。つまり、5,000円を超えているかどうかは、税込経理であれば税込みで計算し、税抜経理であれば税抜きで計算することになります。

③所定の要件を記載した書類を保存していること

次の事項を記載した書類の保存が必要です

- ・その飲食等のあった年月日
- ・その飲食等に参加した得意先等の氏名又は名称及びその関係
- ・その飲食等に参加した者の数
- ・その費用の金額並びに飲食店の名称及び所在地
- ・その他参考となるべき事項

この保存書類の様式は、法定されているものではありませんので記載事項を欠くものでなければ、適宜の様式で作成して差し支えありません。

(文責 編集部)

JA石見銀山だより.....

大田市の牛が大活躍! ～第9回鳥取全共・県種畜共進会～



皆で記念撮影



審査会場の様子



重富さんときみふく号

第9回全国和牛能力共進会が、10月11日から4日間、鳥取県で開催されました。全共とは全国の優秀な和牛が5年に1度、一堂に会してその優劣を競う全国大会で、今大会には38道府県の代表牛494頭が出品されました。

大田市からは温泉津町重富利博さんの「きみふく号」が第2区（若雌の1）

で出品され、第2区出品牛33頭中、優等賞15席に選ばれました。

また、10月28日、平成19年度鳥根県種畜共進会が松江市宍道町で開催され、若雌区で、温泉津町青笹憲介さんの「もえぎ号」が首席に、そして全体で最も優秀なグランドチャンピオンに輝きました。また、山口町大国武さんの「きたぐに5の32号」「きたぐに5324号」が母系牛群の区で首席に、全体では3席に選ばれました。2つの出品区での首席は快挙です。



青笹さん(左)と祝福する仲間



青笹さんともえぎ号



大国武さん(中央)と祝福する家族ら

今年初企画! あぐりスクールで「農」を学ぶ

JA石見銀山では、今年6月から10月まで、親子で農業体験ができるあぐりスクール（全4回）を開校しました。この取り組みは、食と農に対する理解を親子で深めてもらおうとJAが初めて企画したものです。

スクールでは、田植え、枝豆の種まき、ソバ打ち体験、ヨズクハデ作りや餅つきなどを行いました。子どもたちは、楽しんで「農」を学び、ま



そば打ち



そば打ち



ヨズクハデ作り



皆で記念撮影

た友達作りもできたようです。

JAでは、来年度以降も様々な農業を体験を企画し、あぐりスクールを実施する予定です。

ネットで商品注文承ります!

JA石見銀山では、全農ショッピングモールJAタウン内に、ショップ名「銀山のおくりもの」を開設しました。

セット商品以外にも、氷感庫で保存することで甘

みや粘りが一層増した石見銀山米やあか穂もち、また地元三瓶山の澄んだ湧き水が流れるワサビ田で栽培されたわさびなど多数の商品を販売しています。アドレスは下記のとおり。

<http://www.ja-town.com/shop/c/cginzan/>

お問い合わせ：0854-82-1009

さんべ食品工業株式会社
(有機JAS認定工場)

大田の素材、大田の美味しさ 「スイートママ」シリーズのご紹介

大田市で採れた新鮮な果物、野菜を使ってつくった、当社自慢の安全、
安心で美味しいジャム（コンフィチュール）、いも粥をご紹介します。

〈取扱商品〉

○有機ジャム

地元で採れた果実にこだわり、ペクチン（増粘剤）を使用せずに甘味料・酸味料もすべて国内産の植物原料にこだわってつくりました。素朴な美味しさをお届けします。



梅ジャム



ブルーベリーソース



さつまいもジャム



さつまいもジャム紫



梅ジャム



ミックスジャム

○いも粥「芋代官」

大田産のさつまいもと低タンパク、低アミロースのLGC米を使用した薄塩仕立のいも粥です。
コンセプトは、芋の栽培を普及して多くの領民の命を救った石見銀山の名代官「井戸平左衛門」の歴史と健康のコラボレーションです。



芋代官(玄米)



芋代官(黒米入り)

●ご用命は **さんべ食品工業株式会社** 大田市大田町大田イ403-5
TEL0854-82-0863 FAX0854-82-6686
URL <http://www.sanbe.sweet.com/> E-Mail info@sanbe-sweet.com



sweet mama

スイートママ

ホームページ「スイートママの店」で通信販売も行っています♪

<http://www.sanbe-sweet.com/>

豪華客船「にっぽん丸」温泉津港初寄港



9月25日、日本探訪クルーズ（世界遺産めぐり）の大型客船・にっぽん丸（2,000t）が温泉津港に寄港しました。250人の乗客を乗せたにっぽん丸は、9月22日に横浜を出港し宮島をまわり温泉津に寄港したものです。

乗客たちは待っていたシャトルバスで大森にむかいました。その日は、いろいろな観光コースが組まれており、午前中は船に残りお昼を温泉津の旅館で食べ、午後観光にというコースもありました。その人たちや船員の皆さんに、大田市主催の歓迎セレモニーが船内ホールでおこなわれました。大田市より市長の挨拶があり、花束贈呈、西田葛などのお土産と、大田市より船に飾っていただくプレートが贈呈されました。そして、土江子供神楽団による、おろち退治が上演され乗客の皆さんは大変喜ばれました。



なお、当日は大田市より依頼を受けた地元の銀の道商工会婦人部が、イカ飯などをつくり乗客たちを接待し、にっぽん丸の寄港を歓迎しました。その日の夜、船は屋久島へと出港しました。



当日日程

9月25日(火)

- 9:00～ 温泉津港入港（約1km沿岸）
- 9:30～ 上陸者出迎え（温泉津漁港付近）
- 10:00～ テンダーボートにてにっぽん丸へ乗船
- 11:00～ 船内イベント（寄港式、土江子供神楽）
- 12:00～ テンダーボートにて下船
- 15:00～ ふるまい（温泉津漁港付近）

船内見学会：午前11時40分から20分間

中国税務団体連絡協議会と 広島国税局との協議会開催

税を考える週間中の去る11月13日、中国税務団体連絡協議会第3回総会が開催され、中国地方法人会連合会からは森本会長と信木専務理事代理が出席しました。

総会后、広島国税局との協議会が開かれ、「更なるe-Taxの利用促進に向けた取組」について、活発な意見交換が行われました。

森本会長からは、各单位会でe-Tax推進目標を

掲げるとともに、e-Tax推進委員会を中心とした研修等の普及活動、マスコミ等を通じた積極的なPR活動など、あらゆる機会を通じてe-Taxの普及推進活動を行っている旨の説明がありました。

最後に、中国税務団体連絡協議会と国税局が、e-Taxの普及拡大に向けて協力していくことを相互に確認し、協議会は終了しました。



(社)石見大田法人会主催

第45回 会員親睦チャリティーゴルフコンペ

第45回会員親睦チャリティーゴルフコンペが11月24日(土)大社カントリークラブに於いて参加者29名、8組の参加のもと、賑やかに開催されました。



当日は、秋晴れの好天気に恵まれ、的場会挨拶の後、美久我、国引両コースに分かれてプレーが開始されました。



当法人会のコンペは雨模様の天気になるケースが多いが、今回は久しぶりの好天気に恵まれ、好プレー、珍プレー、ナイスショット、ミスショットなど笑顔や苦笑の顔が続出し、法人会コンペならではの雰囲気での異業種交流、また老・壮・青の歓談の場としての会員親睦ゴルフコンペの一日でした。

■ 表彰式

競技終了後、クラブ2階に於いて懇親会が開かれ、当日の成績を見せ合い満足やら反省やらと、楽しい談笑の内での成績発表、続いて的場会長の挨拶で表彰式が始まった。

- 優勝 伊藤 康彦 (島根銀行)
- 準優勝 植田 和人 (有)植田工務所)
- 3位 大畑 実成 (有)大畑商店)
- 4位 田中 彰 (石見銀山農業(協))
- 5位 山中 潤 (有)山中モーター)
- B G 伊藤 熙司 (有)協 和)
- B B 掘場 弥一 (株)京 和)

その他、飛び賞、年次賞、DC賞、NP賞、DT賞など沢山の賞品と共に、参加者全員に参加賞として恒例の手打ちそばも渡され、和やかな雰囲気の内にと終了いたしました。

■ 優勝の喜び

優勝者 伊藤 康彦 氏

一緒にラウンドさせて頂いた石原様・渡辺様・波多野様がハンディ10台の熟練ゴルファーの飛ばし屋ばかりで迷惑をかけられないという心地良い緊張感が保てたことが最大要因だったと思います。ラウンド中にコース傍らに自生する懐かしい味のグミを渡辺様に食べさせてもらい、皆様のトークも冴え渡り終始和やかな雰囲気を楽しませて頂いたことに感謝しています。

またドライバーで6~7発OBとなる球が、松にあたってキャディーさんも驚く奇跡的な跳ね返りをするラッキーが重なり、「こんな日もあるものなんだ!」と改めてゴルフの奥深さに感嘆しました。

四季の移ろいを感じられ、交流の図れる機会を設けて頂きありがとうございました。



アフラックは
「がん保険」も「医療保険」も

契約件数
No.1

平成18年版「インシュアランス生命保険統計号」より

治療時だけでなく、 その後もサポートする がん保険

法人会会員企業にお勤めの皆様には、
お1人様からでも集団取扱料率の
割安な保険料でご加入いただけます

法人会 新登場 /

生きる気持ちに、本気で応える

がん保険

フォルテ



「がん」の保障 トータルケアプラン300 入院給付金日額10,000円コース

| 診断時の一時金 | 治療時の給付金 | | | |
|---|--|--------------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 診断 | 手術 | 入院 | 通院 | 抗がん剤治療などの 特定治療通院 |
| 一時金として がんの場合 100万円 一回限り | 一回につき 20万円 | 入院しても通院しても 同額の保障!! | 一日につき 10,000円 | |
| 上皮内新生物の場合 10万円 一回限り | 一部の手術を除き 回数は無制限 | 日数は無制限 | 1回の通院対象期間中 最高60日まで、通算700日まで | 通算120日まで |
| それぞれ初めて 診断確定されたとき | NEW ライフサポート年金 (再発してもしなくても) がん診断後 2年目以降の年金 がんと診断確定されてから5年目まで(生存されているとき) ※上皮内新生物は保障の対象外となります。 | | | |
| + | 2年目 一年につき 50万円 | 3年目 一年につき 50万円 | 4年目 一年につき 50万円 | 5年目 一年につき 50万円 |
| がんと診断されたら一時金100万円。その後再発の有無にかかわらず毎年50万円を4年間受け取れます。 | | | | |

その他、先進医療・死亡時の保障があります。
・保険期間：終身・契約年齢：満3歳～満80歳・解約払戻金なし

● 保険料例 保険料払込期間：終身(集団取扱・月払)

〈法人会がん保険フォルテ〉入院給付金日額10,000円コース

| 契約年齢 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 |
|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 保険料は 男女共通 | 3,483円 | 4,946円 | 6,934円 | 9,570円 |

※2007年9月2日現在

「生きる」を支えるプログラム

面談サポート

プレミアサポート

ベストドクターズ™サービス
(プレミアタイプ)

「がん」と診断されたその時から、治療方針が決まるまで、
あなたと、あなたのご家族を支えます。

- このサービス(プレミアサポート)は、株式会社法研が提供します。
(アフラックの提供ではありません。)詳しくは「プレミアサポートチラシ」をご覧ください。
- ベストドクターズはBest Doctors, Inc.の商標です。

ご確認ください

◎この資料は、記載の保険(プラン)の概要を説明しております。保障の開始と期間、保険料、解約払戻金などの詳細については、「パンフレット(契約概要)」や「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

◎ご健康状態などによってはお申込みをお引受けできない場合があります。

◎資料請求いただいたお客様の個人情報の利用目的は、①当社、その関連会社・提携会社の各種商品やサービスの案内・提供・維持管理、②当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実となります。また、これらの利用目的のために個人情報当社指定の代理店に提供されることにつきご了承ください。

■引受保険会社(お問い合わせ先)

「生きる」を創る。

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

島根支社
〒690-0003 島根県松江市朝日町498-6
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

法人会と

「経営者大型総合保障制度」

ロングセラーに歴史あり

～制度創設の趣旨～

法人会は、よき経営者を目指すものの団体として、「正しい税知識の普及」「税制および税務に関する調査研究、意見具申」そして「会員企業の健全な発展に資する事業」を主な事業目的としています。

「**経営者大型総合保障制度**」は、これらのうち、会員企業に対する経営サービスの一環として「会員企業の経営者が後顧の憂いなく事業に専念でき、万一のリスクから企業を守ること」を目的として、昭和46年に創設されました。

以降、社会事情の変化に対応して内容を改定しながら、現在に至るまで会員企業の企業防衛制度として、多くの会員企業のみなさまからご支持いただき、平成19年1月現在、加入企業数約20万社と全国有数の福利厚生制度に発展いたしました。

法人会の経営者大型総合保障制度なら、
経営者ならではのリスクにもしっかり対応

経営者のリスク

経営者や役員には、従業員と比べて社会保障や労働法規による**法的保護が意外に少ないのが現実。**

経営者の場合、所定の条件[※]を満たせば労災保険に特別加入できるが、**一人で業務に従事している際の事故では労災認定されない**ことなどもあり、別の手立ても必要

※常時雇用の従業員数が一定数以下（業種により異なります）である等

業務上の災害は一般的には**健康保険の適用範囲外。**

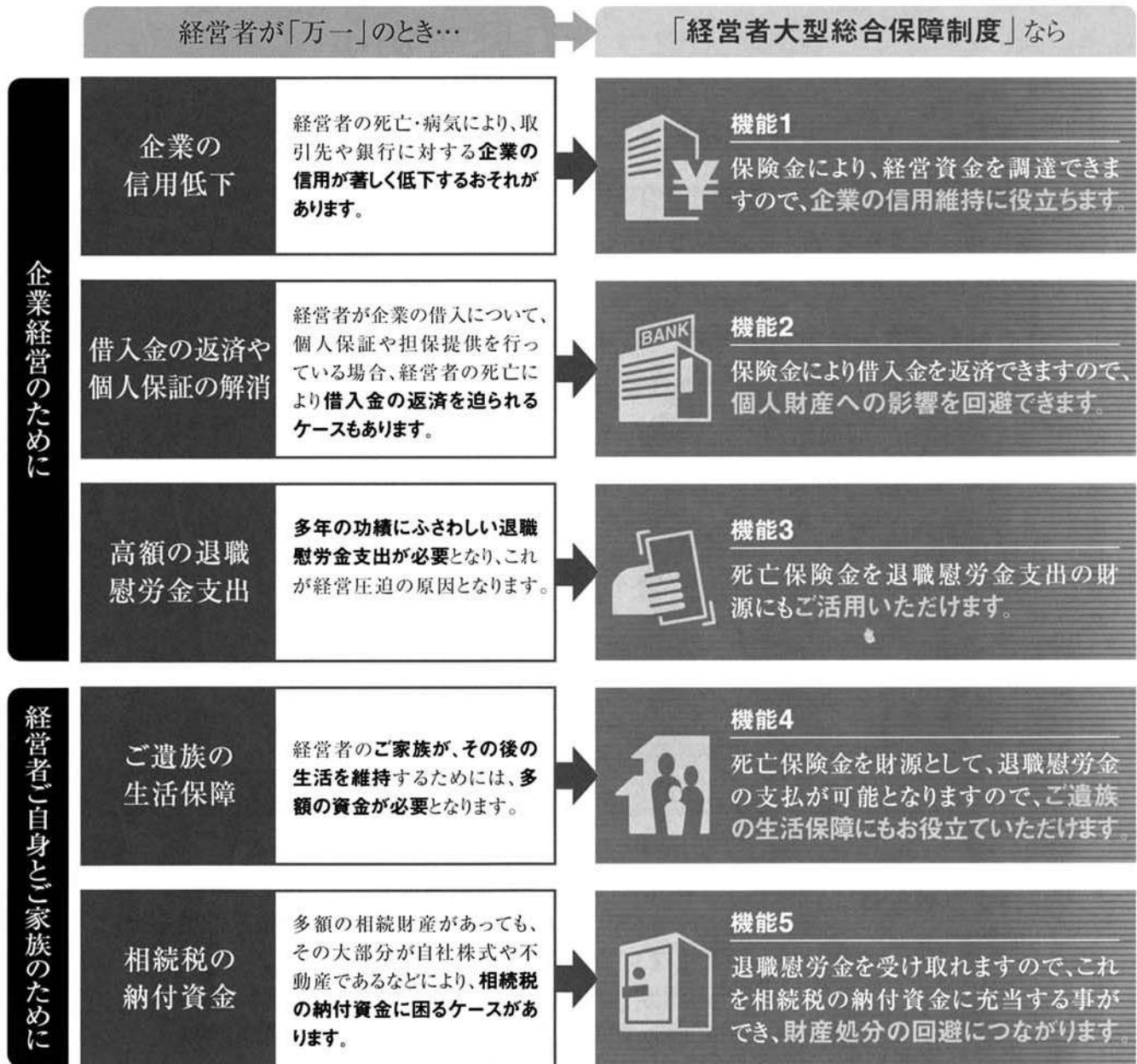
「**経営者大型総合保障制度**」は、このような**経営者ならではのリスク**を考慮した保障内容となっています。

本制度は、法人会と提携した**生保・損保**の2社に委託しています。

生命保険部分は大同生命保険株式会社が、損害保険部分はAIU保険会社が、各々受託会社となり、制度推進員（生命保険募集人・損害保険募集人）が普及活動と加入手続きを行っています。

「経営者大型総合保障制度」は 経営の危機を救います。

経営者に万一の場合、企業および経営者のご家族は重大な影響を被ることになりますが、
そんなとき、「経営者大型総合保障制度」が次の5つの機能を発揮します。



「経営者大型総合保障制度」は、保障以外でもサポートします。



ご加入者限定
無料サービス

Doctor of Doctors Network

ドクター オブドクターズ ネットワーク

医学界の各専門分野を代表する名医（総合相談医）がご相談にのり、病症状に最も適切な優秀専門医（注）をあなたにご紹介いたします。

無料電話健康相談サービス「健康ダイヤル24」もあわせてご利用いただけます。

※ドクター オブドクターズ ネットワークは大同生命保険株式会社・AIU保険会社との提携により、ティーバック株式会社が提供するサービスです。
 (注) 優秀専門医とは46の専門分野において、ティーバック株式会社ドクター オブドクターズ評議員全員一致で選考された専門医のことをいいます。

税のこぼれ話

あやしい帳簿

亭主「来週、税務署が調査に来るって言ったが、帳簿はちゃんとできるだ」
 女房「全然つけられんかったけ、慌てて作っとるけど、これでいーだ」
 亭主「こりゃ、いけんわ。インクの色も同じだし、紙も新しいけ、後で作ったことが、すぐばれるで」
 女房「そがなら、縁側で日に当てて紙が古く見

えるようにしてみよーか」

亭主「そりゃ時間がかかりすぎて間に合わんわ。ほかにいい方法はないだ」

女房「大儀だわ…。そがだ！漬物と一緒に漬けたらどがだ。紙が黄色になって古く見えんだーか」

亭主「おう、そがだそがだ。そらいい考えだわ」というわけで、漬けて三日ほどで紙がほどよく変色し、これで

完成と思いきや、
 亭主「やっぱりいけんわ。この帳簿はくさい」



編集後記

世相は偽りの露見にまたか、またかと呆れるばかりですが何が正しいのか真贋の見極めと共に事業を営む者にとっては創業の理念を振り返りつつ時に自らに自らの言葉と行いに偽りがありやなしや問いかけてみることも必要では…。

また、この地域の経済は今だ厳しく、都市間の格差の底辺にあって喘ぎの声さえ聞こえそうなのか、世界遺産登録後の石見銀山への観光客の増加は島根県内外の観光関連施設事業全般に好影響を及ぼしています。石見銀山世界遺産センターも開館し来年度4月には大久保間歩の一般公開、10月には展示棟も開館予定です。リピート客の増加に期待しつつ、一方お招きする地元の方々には「おもてなしの心」を更に磨きをかけていただかなければならないのではと思うところです。

本年、法人会の総会后、役員並びに委員会の顔ぶれが替わりました。

次の方々により新たな広報誌「天領」が編集されることとなりました。

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|--|
| 広報委員長 | 齊藤 寛 | | | |
| 副委員長 | 河村 賢治 | | | |
| 広報委員 | 竹下 績 | 荒尾 寛 | 波多野 諭 | |
| | 細田 年成 | 石田 弘行 | 山内 要次 | |
| | 藤間要二郎 | 有馬 隆 | 布引 慎一 | |
| | 森田 博久 | 山崎 勝宏 | 原 勝正 | |
| | 原 信行 | | | |

今回、この記念すべき「天領50号」を発行するにあたり様々な企画案が出されました。今回は記念号として内容とともにA4サイズに変更致しました。

当初の予定より遅れましたが無事発行が出来ましたのも、委員会の皆様はもとより、つきはし印刷様をはじめ多くの方々の御協力により成し得たものと感謝申し上げます。特に石見銀山遺跡のイコモスの世界遺産登録が実現致しましたことは法人会としても永期にわたり社会貢献活動として今まで様々な支援協力をして参りましたが、ここに実を結びましたことは本当に素晴らしく御同慶の至りと関係各位にお祝いを申し上げますとともに御労苦を背負ってこられたの方々に対し御慰労と感謝を申し上げたいと存じます。

今回この「天領50号」は世界遺産登録記念としての誌面も併せ持つ記念号としています。「未来に引き継ぐ石見銀山」の寄稿を今回10回に及び頂きました大田市石見銀山課と総務広報課そして教育委員会大国晴夫部長には大変お世話になり充実した誌面へ御協力を賜りましたことに深く感謝申し上げます。編集後記と致します。

広報委員長 齊藤

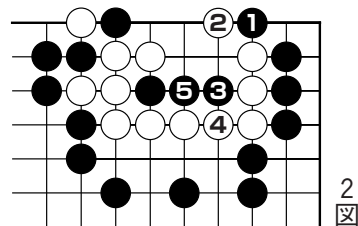
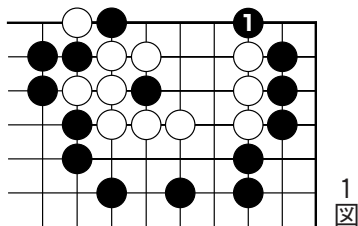
囲碁解答

1図（正解）

黒1のハネで、スペースを狭めます。「死はハネにあり」の格言どおりです。

2図（急所）

白2のオサエに、黒3のツゲが急所です。白4にツガれても、黒5とボウにツゲば、中手が見えてきました。



社団法人石見大田法人会
会報「天領」第50号

平成20年1月発行

発行所 社団法人石見大田法人会
編集 広報委員会委員長 齊藤 寛
大田市大田町大田商工会議所内
TEL (0854) 82-0765

印刷 (有)つきはし印刷
大田市鳥井町鳥越413-42
TEL (0854) 82-0540
